

区分			書類別	『安全運転管理者に関する届出書』 『副安全運転管理者に関する届出書』		『運転管理経歴証明書』 ※ 1	安全運転管理者資格認定申請書	『運転記録証明書』（過去3年） ※ 2	『運転免許証』の写し ※ 3	『マイナ免許証』の写し ※ 4 （『マイナ免許証』の写しを添付する場合 『運転免許証』の写しは添付不要です。°）		※ 6 『履歴書』	※ 7 『写真』2枚	
				追加添付書類 副安全運転管理者で運転経験3年以上を要する者として届出する場合、運転経験を 確認するため次の書類も必須となります。 『届出者側においてマイナ免許証の読み取りアプリを使用して出力した情報印字』 又は 『運転免許経歴証明書』 ※ 5										
管理者の届出	安全運転管理者	管理経験2年以上	●	●		●	●	●				●	●	
		管理経験2年未満	●		●	●	●					●	●	
	副安全運転管理者	管理経験1年以上	●	●		●	●	●				●	●	
		3年以上の運転経験	●			●	●				●		●	●
		1年以上の管理経験又は3年以上の運転経験がない	●		●	●	●	●					●	●
事業所の名称及び所在地の変更 ※7			●											
解任	使用車両が法定台数以下に減少した場合		●											
	廃業した場合		●											

- ※1 複数の事業所で運転管理の経験がある場合には、事業所ごとに証明書が必要
- ※2 自動車安全運転センターにて発行
有効期限：届出日以前、1ヶ月以内の発行日のもの
自動車安全運転センター山梨県事務所
南アルプス市下高砂825 山梨県総合交通センター3階 TEL:055-285-2345
- ※3 「運転免許証」の写しの場合、表面のみで可（記載事項の変更手続をしている場合には両面が必要）
- ※4 「マイナ運転免許証」の場合、表面のみの写し
- ※5 自動車安全運転センターにて発行
自動車安全運転センター山梨県事務所
南アルプス市下高砂825 山梨県総合交通センター3階 TEL:055-285-2345
- ※6 様式の指定はありませんが、住所、氏名、生年月日、学歴、職歴、資格・免許、賞罰の項目が記載されているもの
- ※7 写真は、上三分身（胸から上）で縦3.0cm×横2.4cm（免許用写真のサイズ）のもの
- ※8 事業所移転の場合
移転先住所地を管轄する警察署へ届出書及び安全運転管理者証を提出
選任、解任が伴う場合には、届出書、添付書類及び前任者の安全運転管理者証を提出
・同一警察署管内での移転 → 現在管轄している警察署へ提出
・他警察署管内への移転 → 移転先を管轄する警察署へ提出
・安全運転管理者に変更がない場合：届出書、安全運転管理者証
・安全運転管理者に変更がある場合：新たに選任した方の「書類別」欄の書類、前任者の安全運転管理者証

※その他 安全運転管理者等講習手数料が令和7年3月24日から5,100円に改定されました。